

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 1 5 日

学校法人 京華学園
理 事 会 御 中

監 事 奈 良 一

監 事 野 中 健 司

私ども監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づいて、学校法人 京華学園の令和6年度（令和6年4月1日より令和7年3月31日まで）の監査を行うため、理事会に出席するほか、随時に出校し、理事より学校法人の業務、財政状態、財産の管理及び理事の業務執行の状態を聴取し、監査を行った結果、次のとおり報告します。

1. 学校法人京華学園の財産は適法、正確に管理されているものと認めます。
2. 学校法人の業務に関しては、法令及び寄附行為に違反した事実は認められません。
3. 理事の業務執行に関しては、法令及び寄附行為に違反した事実は認められません。

以 上